

横須賀・三浦二次保健医療圏における病院等の開設等に係る事前協議について

1 提案説明

既存病床数の算定をしたところ、平成 31 年 4 月 1 日現在、横須賀・三浦二次保健医療圏において、次のとおり既存病床数が基準病床数を下回っていることから、「病院等の開設等に関する指導要綱」第 4 条の規定により、その状況が病床整備事前協議の対象とするに足りるものであるか否か及び地域に必要な病床機能などについて、ご意見を伺うものである。

二次保健医療圏	基準病床数 (A)	既存病床数 (B)	差引 (B-A)
横須賀・三浦	5,307	5,261	△46

※既存病床数(B)には、既に承認済みの湘南鎌倉総合病院 29 床、ふれあい鎌倉ホスピタルの 44 床分、逗子葵病院の 109 床分も含まれている。

2 協議事項

(1) 事前協議の実施の可否

- ① 横須賀・三浦地区において基準病床数を下回る 46 床については、事前協議の対象とする。
- ② 今回の事前協議については見送る。

(2) 公募の条件(案) ※事前協議を実施する場合

公募の条件は、回復期病床(地域包括ケア及び回復期リハビリテーション)とする。

3 スケジュール

令和元年 8 月 28 日	病床協議の方針検討、決定
令和元年 9～10 月	県保健医療計画推進会議(意見聴取)、県医療審議会(報告) 事前協議の実施決定
令和元年 10～11 月	(差引病床が募集対象となった場合) 病床設置・増床の募集
令和 2 年 1～2 月	病床協議
令和 2 年 2～3 月	県保健医療計画推進会議(意見聴取)、県医療審議会(報告) 開設予定者への決定通知